

第202400246019号  
令和7年1月28日

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会  
理事長 山口 一樹 様

鳥取県商工労働部長 池田 一彦  
(公印省略)

2024年度労働者福祉等の充実に関する要請について (回答)

2024年10月28日付一財鳥取県労福協発第24-17号で要請のあったこのことについて、別添のとおり回答します。

(担当)  
雇用人材局雇用・働き方政策課 網谷  
電話: 0857-26-7647  
ファクシミ: 0857-26-8169

## 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和6年度)

要請事項	回 答	担当部局
<b>1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化</b> <p>(1)鳥取県労福協は、県内の労働者及びその家族並びに一般県民の福利厚生の増進を図り、健康にして文化的な生活を営むことができる環境づくりを促進することを目的にして活動しています。これまで労働者の環境改善に向けた相談・助言活動、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた文化・体育事業、将来の子どもたちが安心・安全に暮らせるための支援活動を実施してきました。今後も労働者の自主福祉運動の推進および発展に寄与する活動に対しては、鳥取県との連携がますます重要と考えていますので、引き続き財政的支援・協力をお願いしたい。</p> <p>(2)鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託しています。</p> <p>鳥取県内の中小企業は零細企業が多く存在し、大手企業との格差も拡大しており、厳しい雇用環境のもとで働いている労働者からの相談は、引き続き多くあります。相談内容は、労働契約のほかに職場の人間関係など複雑化、多様化しており、県内3箇所(鳥取、倉吉、米子)において雇用・労働相談員を配置して労働者の相談対応をしています。</p> <p>今年度より、倉吉相談所については、窓口相談日を週3日(月・水・金)としました。これは、相談員の安全措置を考慮し、複数人数の勤務体制とするためです。鳥取県においては、財政上厳しい中ですが、「みなくる」事業運営が鳥取県内3ヵ所で適正に実施できるように予算措置をお願いする。また、労働に関して困った時は「みなくる」に相談するなど、「みなくる」利用促進のため、関係機関との連携強化をはかっていただきたい。</p> <p>実績 2023年度 労働相談 3,152件  2024年度 労働相談 1,609件 (前年度1,546件)  (2024年度は、4月～8月までの実績)</p>	<p>鳥取県労働者福祉協議会(鳥取労福協)には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として県内労働者・経営者双方からの労働・雇用相談への対応、普及啓発活動の実施、冊子「THE社会人」の作成・配布等をいただいています。県では、労働者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。令和7年度も引き続き鳥取労福協の活動への支援等を通じて、県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。</p>	雇用・働き方政策課
	<p>鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」は、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に向け、適正に運営をいただいている。</p> <p>また、倉吉相談所の人員配置については、労働相談のニーズに応えることができるよう相談体制の整備を努めるとともに、関係機関と連携し、「みなくる」の広報や利用促進に努めてまいります。</p>	雇用・働き方政策課
<p>(3)鳥取県労福協では、高校3年生や就職前の学生を対象に、社会人前教育や消費者教育を行ってきました。鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のともで発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し、社会人としてのルールやマナーなど、基礎知識の習得に向けた取り組みを行っています。この冊子は毎年多くの企業や団体から配布希望を得ており、職員・新入職員の職場教育研修に活用されています。</p> <p>教育委員会協力のもと県内全高等学校の3年生校へも配布しています。社会人になるときの様々な留意点や労働に関する法律・ルールの理解を深めるとともに、社会保障制度等を知り、安心して働き続けられるための啓発冊子となっていますので、労働ハンドブックの発行に引き続き支援をいただきたい。</p> <p>また、労福協の活動(社会人前教育研修・消費者教育)について、県内の各地区での利用に濃淡があり、いまだ十分に浸透していません。労福協でも高校や高等機関などへの情報提供や講座の利用促進の呼びかけを行っているところですが、鳥取県においても、広報活動等、労福協の活動の利用促進に協力をお願いする。</p>	<p>現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、社会人としての心構え、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところです。</p> <p>県教育委員会としても、労働法制を学び、働くことについて考えることは、高校生が実社会で生きていくために必要な知識や主体的に社会とかかわる態度を身につけ、社会参画の意識を高めることにつながることと認識しています。</p> <p>今後も、労働法制等に関する学習が、より一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考えています。</p> <p>消費者教育等については、令和4年度から年次進行で実施されている新教育課程においても、家庭科や公民科を中心として金融教育や消費者教育の充実が図られており、引き続き各校において取組を進めているところです。</p> <p>今後も引き続き、消費者教育の充実に向けて、関係団体等と連携し、様々な教材等について情報提供していくとともに、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図ってまいります。</p>	高等学校課

<p><b>2. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</b></p> <p>(1) 誰一人取り残さない社会の実現に向けて</p> <p>2024春闘について、連合鳥取が取りまとめた回答によれば、平均賃上げ方式で賃上げ額11,850円、賃上げ率4.66%と高水準になりました。2024年10月5日からは、鳥取県最低賃金が1時間957円に改正されました。しかしながら、私たち労働者は、高騰する米価をはじめ食料品価格や電気・ガス代やガソリン価格の負担増により、家計は苦しい状況が続いています。そのような中、政府は、物価高予備費を取り崩し、電気・ガス・ガソリンの価格を抑える補助金を追加支出することを決定しました。補助金の追加は期間を限定したものであり、補助金の累計額は1兆円を超えることになり、財政負担はますます大きくなるばかりです。物価高騰に対する抜本的かつ総合的な対策が求められます。</p> <p>鳥取県においても、私たち労働者が安心して暮らせる家計の負担軽減できる施策、とりわけ、物価高騰が困窮や生活困難に拍車をかける中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制強化をはかるとともに、県民への周知・啓発の徹底をお願いする。生活困窮者など誰一人取り残されない社会実現のため、地域のなかで安心して暮らせるような具体的な施策の検討をお願いする。</p>	<p>物価高騰による影響が長期化していることから、県としても生活困窮者に対する支援についても継続して講じる必要があるものと考えており、令和4年度から継続して市町村と協調した光熱費助成を行い、令和6年6月及び11月補正予算においては、物価高による家計の負担を緩和するための費用助成や冬場に需要が増加する灯油代等の助成を行っています。</p> <p>また、長期に渡る物価高騰の影響から、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分に配慮した実効性のある支援を地方自治体が行えるよう、国の責任において財政措置を講じるよう継続して国に要望しています。</p> <p>県では、市町村の相談窓口を県のホームページに掲載するなど、引き続き市町村と協調して周知・啓発を図るとともに、新型コロナ特例貸付借入者のフォローなど生活困窮者支援を行う県社協及び市社協の今後13年間分の人員費・事務費を令和4年度に一括した補助を実施し継続的な支援体制を構築しており、令和6年11月には、生活困窮者自立支援制度における安定した相談支援体制の確保をするため、相談支援員の雇用の安定と待遇改善につながる財政措置を行うよう国に要望を行いました。</p> <p>今後も、市町村と連携し生活困窮者等の実態に即した支援を行っていくとともに、必要に応じて国に要望してまいります。</p>	<p>孤独・孤立対策課</p>
<p>(2) 子ども食堂への支援</p> <p>2023年の鳥取県の子ども食堂充足率は、54.62%で全国2位となっています。人口10万人あたりの子ども食堂数も全国の上位に位置しています。子ども食堂の増加に伴い、県内の子ども食堂の活動やつながりも高まっています。鳥取県労福協では、「とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”」の賛助会員となり、食材や米の提供、運営委員会に参画してきました。子ども食堂は、食事の提供だけでなく、子どもたち同士、地域の大人たちとふれあいができる交流の場所です。家庭でも学校でもない第三の場所です。</p> <p>鳥取県の子ども食堂は増加しているものの、多くの子ども食堂が人的、財政的に余裕がないと現場からの声が寄せられています。子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるように環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充をお願いする。</p>	<p>令和6年3月に制定された「シン・子育て王国とつり計画」において、子ども食堂は、「財政面、スタッフ面で運営基盤の脆弱性に課題がある」ため、「子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりを支援するとともに、市町村や子ども食堂の設置者の意見を聞きながら、円滑に活動できるよう市町村を通じて必要な支援を行う」こととしています。</p> <p>令和6年度までは、県独自の子どもの居場所づくり事業補助金により市町村を通じた子ども食堂の立上経費、運営経費の支援を実施してきましたが、令和6年11月に、国においても、県独自事業を概ね踏襲した内容の補助事業を新たに創設されたため、市町村には国補助事業を活用した子ども食堂への支援の呼びかけを行っているところです。</p> <p>現在7市町村が運営経費支援を行っていますが、令和7年度から新たに3市町村が実施を検討していると伺っており、引き続き、国補助事業を活用した子ども食堂への支援を働きかけて行くとともに、従来の県補助事業が国補助事業を上回っている部分については、引き続き県独自に支援していくことを検討しています。</p> <p>また、子ども食堂は子どもの貧困対策だけではなく、子どもの第3の居場所、子育て世帯の親のレスバイト、世代間の交流など、多様な役割を發揮しており、課題を持った地域住民の把握や支援の一端を担っていると認識しています。</p> <p>そのため、支援が必要な方を早期に発見し適切な支援機関につなげるなどの機能をより発揮しやすくなるよう、子ども食堂と行政などの支援機関との連携強化と、子ども食堂関係者のスキルアップを目的として、新たに協議会を設置することを検討しています。</p>	<p>家庭支援課</p>

<p>(3)自死対策・子ども相談支援について</p> <p>全国の2023年の自死者数は2万人を超え、20歳代以下の若年層が前年から大幅増となつたほか、小中高生は過去2番目に多く高止まりしているなど、深刻な状況が続いています。鳥取県警察の統計資料によると、2023年度は前年より減少したものの72人の方が尊い命を絶っています。そのうち20代以下の若者が9人となり前年より増加しました。</p> <p>鳥取県においては、鳥取県自死対策推進センター（精神保健福祉センター）、保健所、市町村等と連携し、相談対応や普及活動に取り組みされています。</p> <p>また、SNS相談活動を取り入れ若年層への相談体制の拡充、相談支援の質向上を図るための研修会や相談体制の連携強化の連絡会を開催される等の対策をされています。</p> <p>自死に至る要因は家庭環境、学校でのいじめ、友達との関係等さまざまあると分析されていますが、SOSを出せない子どもや若者を家庭、学校、地域等が連携し、相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する実効性のある施策を強力かつ迅速に推進していただきたい。</p>	<p>本県においては、令和6年4月に第2次鳥取県自死対策計画を策定し、関係機関と連携の上、自死に関する様々な取組を実施しているところです。第2次計画では新たに重点施策として「子ども・若者」を掲げており、若年層への対策を更に推進することとしています。</p> <p>相談体制の充実を図るため、各保健所において、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の様々な相談窓口担当者を対象にした連絡会を開催し、連携強化や相談支援の質向上を図っており、引き続きネットワークの強化に努めています。</p> <p>また、若年層の相談体制の構築を目的として令和元年度から実施している「とつとりSNS相談事業（LINEでの相談）」では、中高生を含む若年層からの相談が増えており、令和5年度からは相談日をさらに拡充して実施しています。</p> <p>学校における自死予防対策については、今後も教育委員会と連携して取組を推進してまいります。</p>	<p>健康政策課</p>
<p>(4)子どもの貧困対策強化について</p> <p>厚生労働省の調べによると、日本の17歳以下の子どもの貧困率は11.5%（2021年）であり、8.7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。</p> <p>子どもの貧困は、次世代にも連鎖します。親から子へ、子から孫へと連鎖して貧困から抜け出すことができなくなるおそれがあります。子どもの貧困を放置すると、国や地域社会、企業の労働力である人財に深刻な影響を与え、大きな社会的損失となります。</p> <p>鳥取県では、「シン・子育て計画」による困難を抱える家庭や子どもを早期に把握し必要な支援につなげるため施策を展開されています。</p> <p>今後も子どもの学びの支援体制づくり、相談機関の周知や利用促進による孤立を防ぐ対策、経済的な理由による体験活動や学習機会が不足しないよう多様な支援の充実をお願いする。</p>	<p>「鳥取県こどもの貧困対策推進計画」は、令和6年3月に「シン・子育て王国とつとり計画」に統合され、引き続き、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を4本の柱として取組を進めています。</p> <p>学びの支援体制づくりについては、現在、放課後子ども教室や地域未来塾等の学習支援活動を全市町村が実施しており、支援体制の充実が図られました。</p> <p>相談機関については、生活困窮者の相談窓口である「生活困りごと相談窓口」、ひとり親家庭の相談窓口である「ひとり親家庭相談支援センター」がそれぞれ県内3箇所に設置されており、今後もLINE等SNSを活用して、より利用しやすい環境を整備し、支援が必要な方の早期発見と支援に努めてまいります。</p> <p>また、市町村と連携し、子どもの居場所の設置促進や、生活困窮世帯やひとり親の子どもの学習支援事業など、誰もが参加できる体験活動や学習機会を提供してまいります。</p> <p>今後も、すべての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化してまいります。</p>	<p>家庭支援課</p>

<p>(5) ヤングケアラーの支援について</p> <p>鳥取県では、ヤングケアラーの支援に向けて、LINE相談窓口、オンラインサロンの開催、電話相談窓口の24時間・365日対応等、ヤングケアラーや若者ケアラーが、いつでも相談できる体制の構築と孤立化の防止に向けた取組を実施されています。</p> <p>しかし現状では、ヤングケアラーの全体像ばかりでなく個々の案件についても十分につかみきれていません。家庭内のことであり、ヤングケアラーの「ほんとうの思い」は、胸の内にしまい込まれていることも多く、日常のコミュニケーションだけで現状を把握することは困難です。親自体がケアの対象者で十分に仕事ができない場合、子どもの貧困問題にも密接に関わってきます。</p> <p>鳥取県では「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を施行されました。これは、ヤングケアラーだけでなく、老々介護、8050問題等の課題について、地域の絆を活かして対策を行い、ちょっとした手助けを行いあいサポートの精神で孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくるものです。この推進条例を具体的に実施していくために、県内の市町村と連携して、ヤングケアラー等の援助者への支援策を策定していただきたい。</p>	<p>県では令和4年度の相談窓口の設置と併せて、ヤングケアラーの思いを受け止める場として、ヤングケアラーやピアサポートーが集うオンラインサロンの開催を行うとともに、令和6年度からSNS上の集いの場の設置運営への補助を行うことにより、こどもたちの心情に寄り添った支援を行えるよう体制を整備しています。</p> <p>ヤングケアラーの支援においては、その背景にある生活困窮やその他複合的な福祉課題に関わることもあることから、市町村の生活困窮者自立支援や重層的支援体制などにより、子ども以外の他分野と連携した支援を行うことを推進するとともに、市町村や関係機関との協議の場を設けており、支援事例の展開を図っていくこと等により、ヤングケアラー等の家庭内援助者への支援を充実させていきたいと考えています。</p>	<p>孤独・孤立対策課</p>
<p>(6) 奨学金制度の拡充・改善と教育費の負担軽減</p> <p>県内の高等教育機関(大学・短大・高等専門学校・専門学校)への進学率は80%近くになります。鳥取県では、経済的理由によって就学が困難な者への奨学金制度の整備・拡充をはかっているところですが、少子化が進む中で、未来ある子どもたちに高等教育がより充実して受け入れるよう、鳥取県育英奨学資金の新規採用枠の拡大等制度を拡充していただきたい。</p> <p>また、国に対して、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、国による給付型奨学金制度のさらなる充実に向けて働きかけ、特に奨学金の返済困難者に対応するため、返済期限の猶予や減額等の支援が受け入れるようお願いする。</p>	<p>本県では、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金の貸与を行っています。現在、貸与希望のあった者についてはすべて貸与決定できているため、新規採用枠を拡大する予定はありませんが、今後、制度拡充が必要と認められる事由があれば見直し等を行ってまいります。</p> <p>また、日本学生支援機構の奨学金制度や国による給付型奨学金制度については、全国都道府県教育長協議会等を通じて制度の拡充を働きかけており、国の給付型奨学金制度については、今年度から多子世帯等へ支援を拡大するなど、制度の充実が図られているところです。返還制度についても、減額返還制度や返還期限猶予などの返還救済制度や所得に応じて返還月額が決まる所得連動返還方式への変更も可能とされているなど、各種制度が準備されているため、今後も国の動向を注視してまいります。</p>	<p>人権教育課</p>
<p><b>3. 大規模災害等の被災者支援及び平時における防災・減災の対策について</b></p> <p>(1) 本年1月1日に発生した能登半島地震では死者や建物の倒壊、インフラ施設の遮断等、甚大な被害をもたらしました。また、8月には南海トラフ地震による警戒態勢が1週間続きました。地震や台風等による自然災害は近年多発しており、平時における防災・減災対策が非常に重要といえます。</p> <p>鳥取県においては、災害発生時の防災計画を定め、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を作成し、各市町村へ示し大変評価するところです。今後もマニュアルの見直しや各市町村との緊急時の連携方法等、災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた具体的な施策をお願いする。</p>	<p>本県では、令和6年能登半島地震における教訓等を踏まえ、避難所における良好な就寝環境の確保など環境改善等について、市町村を交えて検討を進めているところであり、今後、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」の見直しを行う等の取組を進め、引き続き、関係機関と連携して大規模災害への備えを強化していきたいと考えています。</p>	<p>危機管理政策課</p>

<p>(2) 鳥取県では、県民の防災意識を高めるための啓発活動、県内企業に対して、大規模発生時においても事業の活動や従業員の安全確保するようなセミナーの実施や事業継続企画(BCP)の策定・見直し計画に取り組みをされています。近年、自然災害に対する被害は多発かつ大規模化しており、自治体・学校・企業等の県内各所でさらなる意識高揚を求めるとともに、災害発生時の授業継続や企業への事業継続計画の策定・見直しに向けたより具体的な施策をお願いする。</p>	<p>本県では、ひな形となる「県版企業BCPモデル」を設けて、専門家のアドバイスのもと短期集中的に策定することができるワークショップや個別相談窓口を開設して、きめ細かく、中小・小規模企業のBCP策定・見直しの支援を行っているところです。</p> <p>近年、自然災害の激甚化・頻発化が顕著であるが、有事に接することでBCP策定の必要性の認識が高まるところから、この機をとらえて、特に中小・小規模企業の身近な相談窓口である商工団体とも連携を図り、県内企業に向けた啓発を進めてまいります。</p>	<p>商工政策課</p>
<p>(3) 災害発生時には、災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等による被害により、被災者は災害被災による心労のうえ、金銭的な被害に遭う事例が発生しています。平時より犯罪防止のため、予防啓発活動を徹底していただきたい。</p>	<p>学校においては、近年激甚化する自然災害等の発生に備え、危機管理マニュアルの見直しを進めるとともに、「学校への防災教育専門家派遣事業」により、児童生徒に対する防災教育及び教職員に対する実効的な避難訓練の助言等を行っているところです。また、災害発生時の早期の授業再開に向け、各関係機関との連携を進めてまいります。</p> <p>近年、全国で災害が頻発化・激甚化してきており、引き続き、地域や学校、企業等、様々な場面を通じて県民の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)の策定支援を進めてまいります。</p>	<p>体育保健課</p>
<p>(4) 災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人等の迅速な避難が優先されるよう、市町村に実効性のある個別避難計画の作成を引き続きお願いする。さらに改正災害対策基本法に基づく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方等情報発信に関する総合的な取組をしていただきたい。</p>	<p>鳥取県は、無施錠による盗難被害の割合が全国平均を大きく上回っていることから、災害発生時に限らず空き巣等の被害に遭わないよう、引き続き県民に向けてあんしんトリピーメール・SNS等の広報媒体の活用や、警察・関係機関と連携した街頭広報等により、鍵かけの重要性について広報啓発を行います。</p> <p>令和6年11月補正予算においても、高齢者が居住する世帯が行う自宅の防犯対策の補助や広報啓発を実施し、高齢者世帯の防犯対策の推進を図っています。</p> <p>【参考】住宅侵入窃盗のうち無施錠による被害の割合(令和5年) 鳥取県 70.2% 全国平均 45.5%</p>	<p>くらしの安心推進課</p>
	<p>災害発生時には、災害に便乗した住宅修理等に関する悪質商法や、公的機関等を騙った被災地への義援金詐欺などの被害の事例が報告されています。県では、消費者トラブルや詐欺被害等にあわないために、警察等と連携し、県民向け啓発講座を開催するほか、新聞紙面、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等の広報媒体を活用し、消費者トラブル事例や対処法について情報発信を行っています。さらに災害発生時には、警察、市町村、消費者団体、地域の見守りネットワーク等と連携して重点的に注意喚起を行ってまいります。</p>	<p>消費生活センター</p>

<b>4. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援</b>		
<p>(1)国連は2025年を「国際協同組合年」とすることを宣言しました。この中で国連は、協同組合の取り組みをさらに広げ進めるため、SDGs(持続可能な開発目標)実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高めるため国連、各国民政府、協同組合が、この機会を活用することを求めています。これを踏まえて、鳥取県では、県内の協同組合との連携強化をお願いします。また、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、育成・発展のための研修会等の計画を実施していただきたい。</p>	<p>県と鳥取県生活協同組合連合会(以下「協同組合」という。)は、平成28年10月に包括連携協定(以下「協定」という。)を締結し、地域の安全・安心及び活力の確保等への取組を通じて県民サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目指して活動しています。</p> <p>引き続き、県関係部署と協同組合との相互協力の下、持続可能な地域づくりに向けて協定の連携事項の実現に取り組むとともに、県内の協同組合との連携強化の取組を支援し、協定に基づく協同組合の取組等を広く周知するなど、協同組合の更なる発展を支援してまいります。</p>	<p>消費生活センター</p>
<p>(2)2022年10月1日、「労働者協同組合法」が施行され、鳥取県内においても3団体の「労働者協同組合」が設立されました。「労働者協同組合」はこれまでにない仕組みでの働き方が可能となり、少子高齢化に伴う介護・障がい福祉など幅広い分野での就労機会の創出が期待できるようになりました。鳥取県は、社会的弱者と言われている人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための施策を推進することをお願いします。</p>	<p>令和4年10月の法施行前の令和3年度から、県では勉強会・フォーラムやシンポジウムの開催など労働者協同組合(労協)の周知啓発、相談窓口の設置を行った結果、3団体の労協設立につながりました。</p> <p>持続可能な地域づくりに向け、高齢者や障がい者など多様な人々が集い働く場所としても、労協は重要な役割を果たすと考えています。今後も「とっとり協同労働推進ネットワーク」との連携の下、活動する地域や団体の実状に応じ労協設立に向けた助言・支援を行ってまいります。</p>	<p>雇用・働き方政策課</p>